

振り込め詐欺などの被害に遭われた方のための「振り込め詐欺救済法」がはじまりました。

(平成20年6月21日施行)



法律の概要

犯罪利用預金口座に振り込まれ、預金口座に滞留している犯罪被害金を、被害に遭われた方に返還する手続きなどを定めた法律です。

被害金返還の流れ



対象の犯罪利用預金口座



詐欺などにて他人の財産を騙し取る犯罪行為(振り込め詐欺・インターネットオークション詐欺・ヤミ金融など)により、振込先となった犯罪利用預金口座です。対象となった預金口座は、預金保険機構からインターネットを利用して公告されます。

預金保険機構ホームページ <http://furikomesagi.dic.go.jp/>

返還される金額

返還される金額は被害額ではなく、犯罪利用預金口座に滞留している残高を被害者間で被害金額に応じ按分して返還されることとなります。なお、犯罪利用預金口座の残高が1,000円未満の場合は対象となりません。

被害金の返還手続き

犯罪利用預金口座の口座名義人の権利を失権させる手続きを行い、失権した犯罪利用預金口座について、被害者に対する被害金額返還の手続きを行います。手続きには定められた期間が設けられているため、被害金額返還までには少なくとも90日以上の間を要することとなります。

被害金返還のお申出

申請窓口は、お振込先の金融機関となります。預金保険機構の公告内容をご確認のうえ、お申出ください。お申出の際には、「申請書」・「本人確認資料」・「振り込みの事実を確認できる資料」をお持ちください。



振り込め詐欺などの犯罪に遭ったと思われる方は

お近くの「せいしん」または

営業推進部・お客さまの声担当 **0120-0988-50** までご相談ください。



静清信用金庫
<http://www.seishin-shinkin.co.jp>
平成20年7月1日現在